可児市分別収集計画

(第8期計画)

平成28年6月策定可児市環境課

目 次

	1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
;	3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	対象品目	3
	5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・・ (法第8条第2項第1号)	3
	6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項・・・ (法第8条第2項第2号)	3
,	7	分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分 ・・・・・・・ (法第8条第2項第3号)	5
	8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・・ (法第8条第2項第4号)	6
!	9	排出量の推計値について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	0	分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・ (法第8条第2項第5号)	8
1	1	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	2	その他突哭勾装廃棄物の分別収集の実施に関し重要が事項 ・・・・・	1 0

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に 支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があり ます。そのためには、市民・事業者・市が協力しながら環境への負荷の少ない循環型社 会の形成に向けた総合的な取り組みを行っていかなければなりません。

本市では、環境基本計画において「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」を目指すとし、資源循環に関わる特徴としては、3R(リデュース、リユース、リサイクル)にリフューズを加えた「4R」として、独自性のある展開を図ることとしています。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、循環型社会を形成するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、ごみの減量や廃棄物処理施設及び最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものと考えます。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方針を以下に示します。

- ① ごみの発生抑制、排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の形成
- ② ごみを資源として循環使用するとともに、適正な処理を行うことによる環境への負荷の低減
- ③ 市民、事業者、行政の適切な役割分担に基づく容器包装廃棄物の排出抑制・資源化 の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

単位: t/年

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	5, 592	5, 592	5, 592	5, 592	5, 587

容器包装廃棄物の排出量の算出根拠は、ごみの総排出量の予測(平成 26 年度の総排出量の実績に、29 年度から 33 年度の人口変動率を乗じたもの。)に、全国の統計で得られた廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合(湿重量で 21.6%:「市町村分別収集計画策定の手引き(八訂版)参照」)を乗じた数としました。(容器包装廃棄物については、その全てが分別されて排出されているわけではなく、可燃ごみ等の中に混入されている可能性も高いため、焼却ごみ、集団資源回収量も含めた可児市のごみの総排出量の中の割合から排出量を推計しています。)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項(法第8条第2項 第2号)

ごみ減量のためには、リサイクル資源のリサイクル率を上げるとともに、容器包装廃棄物自体の排出抑制をすることも重要になってきます。実施に当たっては、効果的な排出抑制が達成できるように市民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携することが重要となってきます。そのための施策として上位計画である「可児市一般廃棄物処理基本計画」の基本施策に掲げている以下の方策を実施します。

- ①ごみの減量・リサイクルの推進
 - ●ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発
 - ○ささゆりクリーンパークのPRを強化し、可燃ごみ処理施設・リサイクル施設・ 啓発施設等の見学コースの周知や、見学者への分別収集などを通して、ごみ排 出抑制やリサイクル意識の啓発を行います。
 - 〇可児市エコドームの利活用に関するPRや、利用者への分別収集の徹底を啓発します。
 - 〇ホームページ等を活用し、家庭で簡単にできるごみの排出抑制 (ごみの適切な 出し方) 等の情報を提供することによる啓発活動に積極的に取り組みます。

- 〇ごみの発生状況や処理の流れ、ごみが環境に与える影響等、身近な問題を通じて子どもたちが環境に関心を持つように、小中学校における児童生徒の各段階に応じた環境教育を通して、成長期からの意識啓発を行います。
- 〇総合学習等を利用し、地球温暖化のような大きな課題から身近なごみ問題等多 岐にわたり環境問題を取り上げ環境学習の場をつくります。
- ○環境に関する生涯学習講座の開催等を通して、ごみの排出抑制に対して市民の 意識啓発を行います。

●生活系ごみの排出抑制

- 〇小中学校PTA等で行われている資源集団回収について、奨励金の交付を行う ことにより活動の活性化を図り、さらなる資源化を促進することによりごみ排 出を抑制します。また、市民に対しては、資源集団回収を積極的に活用するよ うに継続的に啓発を行っていきます。
- 〇岐阜県が実施しているエコショップ認定制度についてPRし、市内におけるスーパーやデパート、コンビニエンスストア等の店舗に対してごみの減量化及びリサイクルの推進の積極的な取り組みを呼びかけます。また、現在エコショップの認定を受けている店舗についてパンフレット等で紹介し、市民に対するPRを推進します。

②三者協働による取り組みの推進

- ●市民の自主的な取り組みの推進
 - ○ごみの分別区分や出し方について、ホームページやパンフレットで情報提供を 行うことにより、ごみの分別精度を上げ、ごみとして排出される包装容器を抑 制させます。
 - ○ごみの排出を抑制するとともにリサイクル資源のリユースを進めるための啓発を行います。また、ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウム等、市 民参加型のイベントを開催し、ごみに対する理解を深める機会を提供します。
- ●行政における連携体制の整備
 - ○市民に対する情報公開や環境教育、活動支援等を行います。また、事業者に対してごみの減量・分別の指導を行うことによりごみの排出抑制に対する意識啓発を行います。

7 分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘 案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別に区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他色のガラス製容器 リターナブルビン 主として紙製の容器であって飲料を充てんするため のもの(原材料としてアルミニウムが利用されている ものを除く。)	無色のビン 茶色のビン その他色のビン 生きビン 紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙容器
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の 容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも の	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以 外のもの	発泡スチロール・トレイ※

[※]本市の発泡スチロール・トレイは、食品トレイ、包装用梱包材発泡スチロールと色つきのものも併せて回収します。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2 項第4号)

(単位:t/年)

	平成29	年度	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
主としてスチール製の容器 51		51		50		50		50		
主としてアルミ製の容器	44		44		44		44		44	
	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
無色のガラス製容器	143		143		143		142		142	
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0		0		0			142	0	
	合			計		計		計		計
茶色のガラス製容器	13	3	13	32		32	13	32	1;	32
	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0		0		0		0	132	0	
	合計		合計 43		合計 42		合計 42		合 計 42	
その他色のガラス製容器	43 	独自処理量	引渡量	独自処理量	4 	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0		0 0		0 0		0		0 0	
主として紙製の容器であって飲料を充てん										
するためのもの(原材料としてアルミニウ	18		18		18		18		18	
ムが利用されているものを除く。)			•	Š	٠	Š		•		ŭ
主として段ボール製の容器	45	8	4:	56	4	55	4	54	4	54
	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計
主として紙製の容器包装で	72	2	7	1	7	1	7	1	7	1
あって上記以外のもの	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
	0	72	0	71	0	71	0	71	0	71
主としてポリエチレンテレフ	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計
タレート(PET)製の容器で あって飲料又はしょうゆその	59)	5	9	5	9	5	9	5	9
めって 飲料 文は しょうゆその 他主務大臣が定める商品を充	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
てんするためのもの	0	59	0	59	0	59	0	59	0	59
主としてプラスチック製の 合計		合 計		合 計		合 計		合 計		
容器包装であって上記以外	22		2	2	2	2	2	2	2	2
のもの(可児市では発泡ス	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量	引渡量	独自処理量
チロール・トレイのみ収集)	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
人口変動率(対前年度比)	0.9973 0.9973		0.9	973	0.9	973	0.9	964		

9 排出量の推計値について

「8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」の表にある数値は、各リサイクル品の平成29年度から33年度までの5年間の排出量であり、それらの推計値は、環境省発行の「市町村分別収集計画策定の手引き」の策定要領に基づいて直近年度の実績(平成27年度)数値に平成29年度から33年度までの人口変動率を乗じて算出しています。

この推計値は、市町村においては、分別収集物の保管施設の容量等、施設設備計画の基礎データとなるとともに、国による全国的集計により、特定事業者(容器包装を製造、利用する事業者で一定規模以上の者)が負担するリサイクル品の再商品化義務の総量の算定の基礎数値であり、特定事業者がリサイクル費用を負担する義務量を決定する重要なデータです。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
96, 048 人	95, 791 人	95, 534 人	95, 277 人	94, 934 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99. 73%	99. 73%	99. 73%	99. 73%	99. 64%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装を収集する体制は、現収集体制を活用して行います。

現在、PTA、子ども会や市民団体によるリサイクル資源の集団回収が進んでいます。 (平成 27 年度には、35 団体が実施しました。) また可児市エコドームにおいて、リサイクル資源のステーション回収を毎週火曜日・木曜日・日曜日に行っています。

今後も、缶、飲料用紙容器、段ボール、新聞、雑誌等については集団資源回収を奨励し、一層の回収を推進するとともに、市が実施する地域のリサイクルステーション(平成28年4月1日現在:市内548箇所)での拠点回収(月1回、品目:缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール、トレイ、その他の紙製容器)についても継続するとともに、可児市エコドームの利活用を積極的に推進するなど、回収率の向上を図るものとします。

【分別収集の実施主体】

		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階	
缶	アルミ	アルミカン	①委託業者による 定期回収	民間業者 ささゆりクリ	
П	スチール	スチールカン	②市民団体による 集団回収	ーンパーク※	
	無色ガラス	無色のビン		ささゆりクリ	
Ľ	茶色ガラス	茶色のビン	①委託業者による 定期回収	ーンパーク	
ン	その他色ガラス	その他色のビン	②市民団体による 集団回収	民間業者	
	リターナブル	生きビン	未凹凹状	民間業者	
	飲料用紙容器	紙パック			
	段ボール	段ボール	①委託業者による		
紙	その他紙製容器	その他紙	定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者	
プラスチ	ペットボトル	ペットボトル	①委託業者による 定期回収	民間業者	
チック	発泡スチロー ル・トレイ	発泡スチロー ル・トレイ	②市民団体による 集団回収	八川木石	

[※]ささゆりクリーンパーク…「可茂衛生施設利用組合」二市七町一村で構成する広域ごみ 処理施設

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

市の実施しているリサイクル資源の分別収集に関する設備関係の一覧は、下表のとおりです。

	種類	収集容器	収集車	選別・保管等	
缶	アルミ	収集ネット	4 t ダンプ	民間業者 ささゆりクリーンパーク (選別、圧縮、保管)	
Щ	スチール	収条かり下	41300		
	無色ガラス			ささゆりクリーンパーク	
ビ	茶色ガラス	回収ボックス	3.5 t 平ボディ 3.6 t ダンプ	民間業者	
ン	その他色ガラス	回収パックス		(選別、保管)	
	生びん			民間業者(選別、保管)	
	飲料用紙容器	フレキシブル コンテナバッグ	3 t コンテナ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)	
紙	段ボール	段ボール	4 t パッカー	民間業者 (圧縮、梱包、保管)	
	その他紙製容器	縛って直置き	3.5 t パッカー 4 t ダンプ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)	
プラス	ペットボトル		4 t ダンプ	民間業者	
スチック	発泡スチロー ル・トレイ	収集ネット	3.5 t 平ボディ	(圧縮、梱包、保管)	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

① 分別収集の推進を図る上で必要となる事項

- 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、 行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備 します。
- 〇 リサイクル事業を推進するため、リサイクル指導員をお願いし、回収当日の回収容器の準備、品目別の看板をかけ、リサイクル資源の排出指導及び関係者との連絡を行います。
- 開発等で作られる新設の集積場所については、リサイクルステーションを設置 し、リサイクル資源を出しやすい環境をつくるよう開発事業者等に指導します。
- リサイクルの啓発活動について、広報紙、ケーブルテレビ等各種メディアによる啓発や、小中学校の環境学習などを通じ児童、生徒にもリサイクルの意識を高めていきます。

② 資源回収を促進するために必要と考えられる事項

- O PTA、子ども会や市民団体等による集団回収を促進するために継続的に奨励 金の交付を行います。
- 可児市エコドームの活用について、資源回収品の常設ステーションとして、市 民の利用の拡大等を検討します。

③その他、必要と考えられる事項

〇 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し。3年後の計画改定時に は、その記録を基に事後評価を行っていきます。